

令和8年8月4日

一宮市水道事業等処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第6号

一宮市水道事業等処務規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等処務規程(昭和35年一宮市水道部管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(起案) 第15条 すべて文書の起案は、一宮市文書管理規則第1条の2第1項第2号に規定する文書管理システム(以下「文書管理システム」という。)により行わなければならない。ただし、文書管理システムで起案することにより効率的かつ円滑な事務の執行に著しい支障を来すことが明らかな場合は、書面により起案することができる。 2～5 略 (発送) 第17条 発送する文書は、すべて決裁を経たものでなければならない。 (公印の押印) 第19条 発送文書 への公印の押印は、一宮市水道事業等公印規程(平成8年水道部管理規程第12号)の定めるところによらなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、原則として、公印の押印を省略するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な文書	(起案) 第15条 すべて文書の起案は、一宮市文書管理規則第1条の2第2号に規定する文書管理システム(以下「文書管理システム」という。)により行わなければならない。ただし、文書管理システムで起案することにより効率的かつ円滑な事務の執行に著しい支障を来すことが明らかな場合は、書面により起案することができる。 2～5 略 (発送) 第17条 発送する文書は、すべて決裁を経たものでなければならない。<u>ただし、主務課長が決裁を経る必要がないと認める文書については、この限りでない。</u> (公印の押印) 第19条 施行する文書(以下「施行文書」という。)への公印の押印は、一宮市水道事業等公印規程(平成8年水道部管理規程第12号)の定めるところによらなければならない。 2 略 (1)・(2) 略 (3) 一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項に規定する<u>掲示場に掲示する文書</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な文書

第20条 削除 (文書の編さん) 第23条の2 略	3 <u>第1項の規定にかかわらず、施行文書が一宮市文書管理規則第1条の2第5号に規定する電子文書(以下「電子文書」という。)であるときは、同条第6号に規定する電子署名(以下「電子署名」という。)の付与をもって公印の押印に代えることができる。</u> (電子署名) 第20条 施行文書のうち、主務課長が必要と認めたものについては、電子署名を付与するものとする。 2 <u>電子署名の付与に係る適正な取扱いを確保するため、各課に電子署名付与承認者(以下この条において「署名承認者」という。)を置く。</u> 3 <u>署名承認者は、原則として各課の課長又は専任課長とする。</u> 4 <u>施行文書に電子署名を受けようとする者は、電子署名を付与する文書に係る決定書を添えて署名承認者に提出し、電子署名を付与することを請求しなければならない。</u> 5 <u>署名承認者は、前項の請求を受けたときは、電子署名を付与すべき文書を当該文書に係る決定書と照合・審査し、相違がないことを確認して電子署名を付与するものとする。</u> 6 <u>第1項の電子署名を付与するために必要な鍵情報等の発行等については、別に定める。</u> (文書の編さん) 第23条の2 略 2 <u>前項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、電子計算機に記録する方法その他の適当な方法により処理後の文書を整理し、保管し、及び保存することができる。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。